

平成31年度 国民健康保険税納税 通知書を7月中旬に発送します

第1期分の納期限は、7月31日(水)です。

口座振替の人は、引き落とし日が7月31日(水)ですので、資金不足にならないよう預金残高を確認してください。

問合せ＝保険年金課 保険税係 (☎53-1646)

国民年金保険料免除制度 申請はお早めに！

—令和元年度の免除申請は

7月から受付が始まります！—

国民年金には、経済的な理由等で保険料(令和元年度の保険料額：16,410円)を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される制度があります。

※免除には平成30年中の所得の審査があります。

免除の種類＝

- ①全額免除：保険料の全額を免除
- ②一部免除：保険料の一部を納め、残りの保険料を免除(3/4納付・半額納付・1/4納付)
- ③納付猶予：50歳未満の人

承認期間＝7月から翌年6月まで

申請方法＝印鑑を持って(退職者の場合は離職票も)、奈良年金事務所か市役所保険年金課国民年金係窓口へ。審査の後、結果(承認・却下)を2ヵ月後ぐらいに日本年金機構より郵送でお知らせします。

※前年度に全額免除・納付猶予が承認され、継続申請を申し出ている人は、引き続き全額免除・納付猶予に該当するか審査しますので申請は不要です。ただし、所得申告していない人は、審査できませんので、所得申告は忘れずに行なってください。

※一部免除の承認を受けた場合、承認後に改めて一部納付の納付書が送付されます。一部納付の保険料を納付しないと、その承認期間は保険料未納期間になりますので、ご注意ください。

◆申請時点の2年1ヵ月前の月分まで申請することができます。

7月時点で平成29年6月以降に未納期間がある場合は、一度窓口で相談してください。

なお、離職票等の添付書類が必要になることもありますので詳細は問い合わせてください。

問合せ＝奈良年金事務所 (☎0742-35-1371)、
保険年金課 国民年金係 (☎53-1647)

ひとり親家庭等医療費受給資格証の 更新について

6月中旬に、ひとり親家庭等医療費受給資格証をお持ちのすべての人に、更新のための書類を送付しています。現在お持ちの受給資格証の有効期限は7月31日までとなっています。

8月以降も資格要件を満たす人で、引き続き医療費の助成を希望される場合は、お早めに更新手続きをおこなってください。

※ひとり親家庭等医療費助成には所得による支給制限があります。

※本人および扶養義務者の平成30年中の所得が一定の基準を超えると、医療費助成が一定期間停止されます。

※更新の書類が届いていない場合は、下記までご連絡ください。

問合せ＝保険年金課 医療係 (内線327・328)

介護保険 負担割合証更新のお知らせ

要介護認定を受けている人、または総合事業を利用している人について、現在お持ちの負担割合証の有効期限が7月31日(水)になっております。

8月1日(木)以降の負担割合証は、7月中旬に対象者に送付します。サービスを利用する時は、必ず負担割合証をサービス事業所に提示してください。

なお、古い負担割合証は、8月以降に介護福祉課まで返却するか、ハサミを入れるなどして、適切に処分してください。

問合せ＝介護福祉課 介護給付係 (内線514・515)

児童手当の 現況届はお済みですか

令和元年6月末現在、児童手当を受けている人で現況届をまだ提出していない人は、至急提出してください。

この届を提出しないと、受給資格があっても引き続き6月分以降の手当を受けることができなくなりますので、必ず提出してください。

問合せ＝こども福祉課 こども係 (内線522)